主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人白木義明の上告趣意は、原判決の事実誤認及び量刑不当を主張するもので あつて、上告の適法な理由とならない。

よつて、刑訴施行法二条旧刑訴法四四六条に従い、裁判官全員一致の意見により 主文のとおり判決する。

検察官 松本武裕関与

昭和二六年五月四日

最高裁判所第二小法廷

| _ | 精 | 山 | 霜 | 裁判長裁判官 |
|-----|---|---|---|--------|
| 茂 | | 山 | 栗 | 裁判官 |
| 郎 | 八 | 田 | 藤 | 裁判官 |
| — 郎 | 唯 | 村 | 谷 | 裁判官 |

裁判官小谷勝重は出張中につき署名押印することができない。

裁判長裁判官 霜 山 精 一